

郵政民営化委員会 ご説明資料

平成30年3月23日

一般社団法人 全国信用組合中央協会

1. ゆうちょ銀行の預入限度額規制に係る現状認識

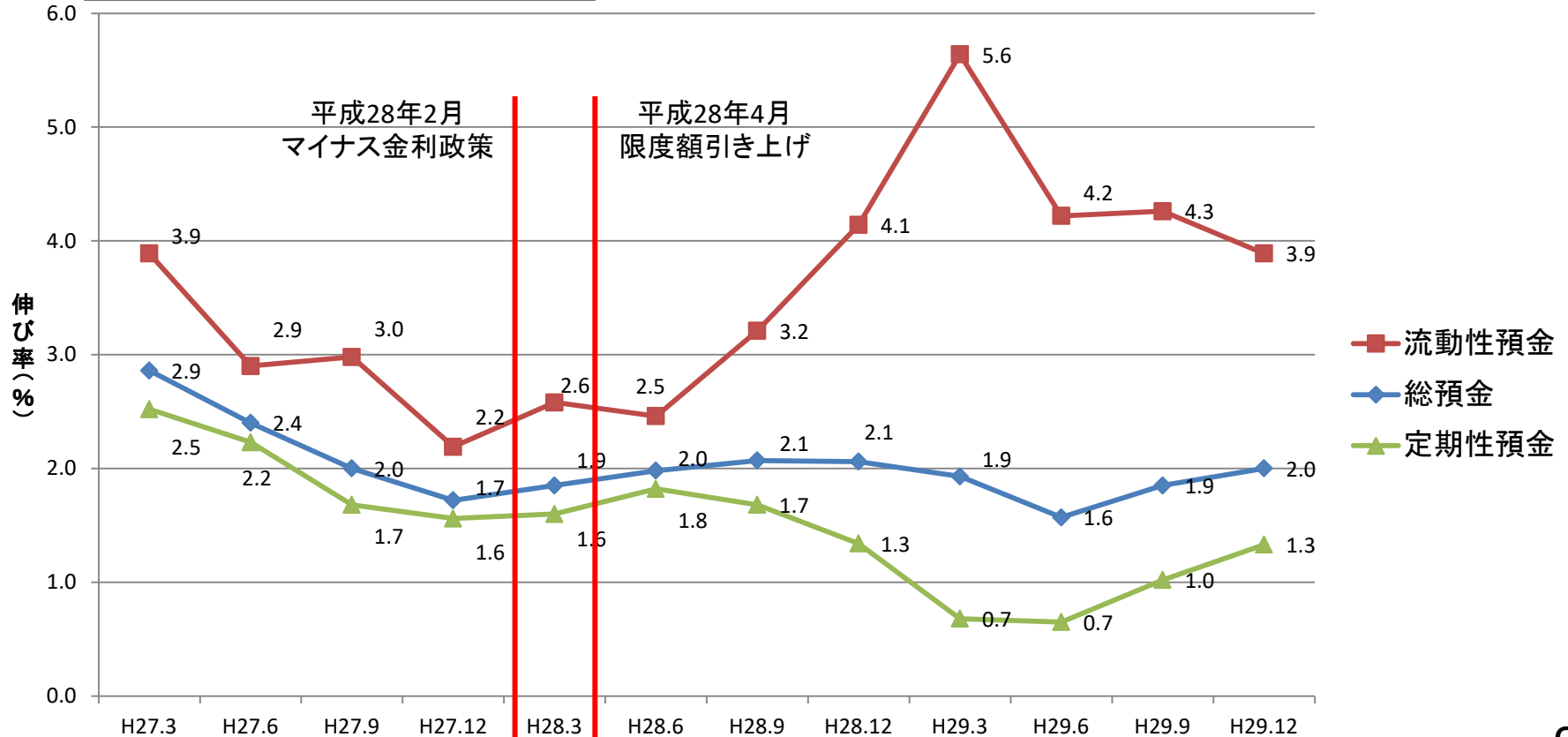
- 今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）において、ゆうちょ銀行の限度額規制を緩和する考え方として以下の3案を提示。
 - ①通常貯金を限度額管理対象から除外する方法
 - ②現行1,000万円の限度額を一定額まで引き上げる方法
 - ③通常貯金を限度額管理対象から除外するとともに、定期性貯金の限度額を現行の1,000万円から一定額まで引き上げる方法
- 平成28年4月、②の考え方により、預入限度額の引き上げを実施。
(1,000万円 → 1,300万円)
- 預入限度額引き上げの影響については、マイナス金利の導入など異次元の金融緩和政策の下にあることから、資金シフト等について正確に把握できない状況にあると認識。
- このような中、3月中旬以降、「通常貯金を限度額管理対象から除外する見通し」等の報道がなされている。

2. 通常貯金が預入限度額管理対象から除外された場合の懸念

(1) 通常貯金が預入限度額管理対象から除外された場合、実質的に限度額制限がなくなるに等しい。また、実質的に国の信用力が保持されている現状においては、今後、市場金利の動向にもよるが、急激な資金シフトが生じかねない。資金シフトが生じた場合には、信用組合への影響は絶大なものとなる。

信用組合の預金の増加率の推移

○預金は増加傾向にあるものの、「流動性預金」が中心

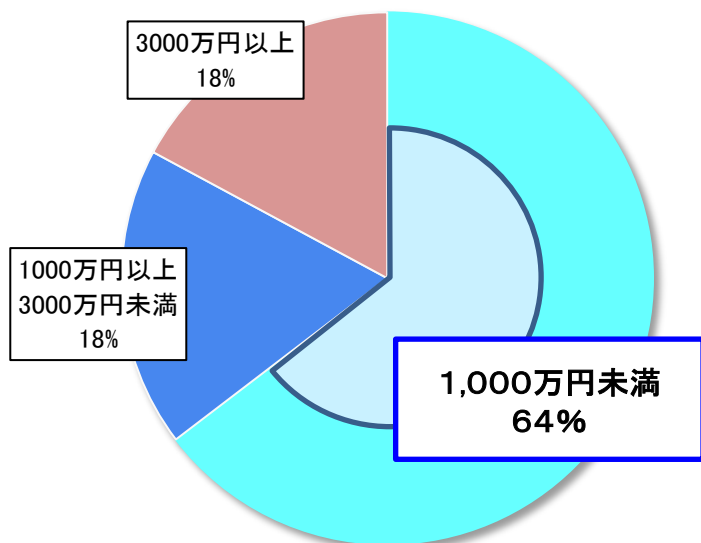


(2)信用組合にとって預金の増減は信用のバロメーター。万一、資金シフトが生じた場合、預金減少による信用不安を惹起し、引いては破綻の引き金にもなりかねない。また、同時に、預金の減少は、本来の使命である小規模事業者等への円滑な資金供給に支障をきたすことになる。

信用組合の貸出金の現状(平成29年3月末)

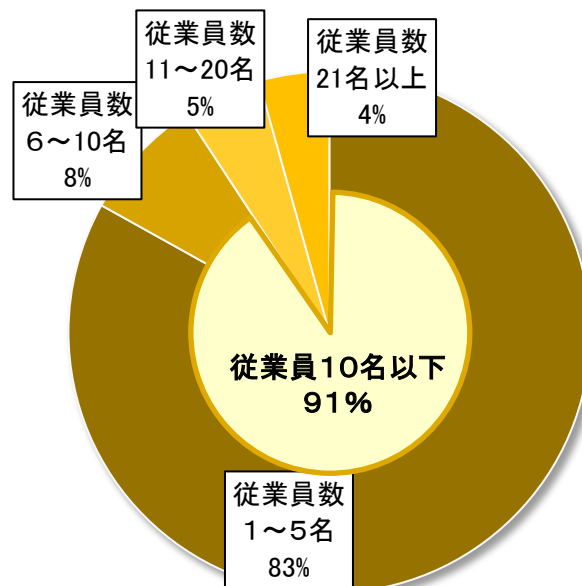
①小口の貸出先の割合が高い

事業者向け一先あたりの融資金額



②小規模事業者に対する貸出が大宗を占めている

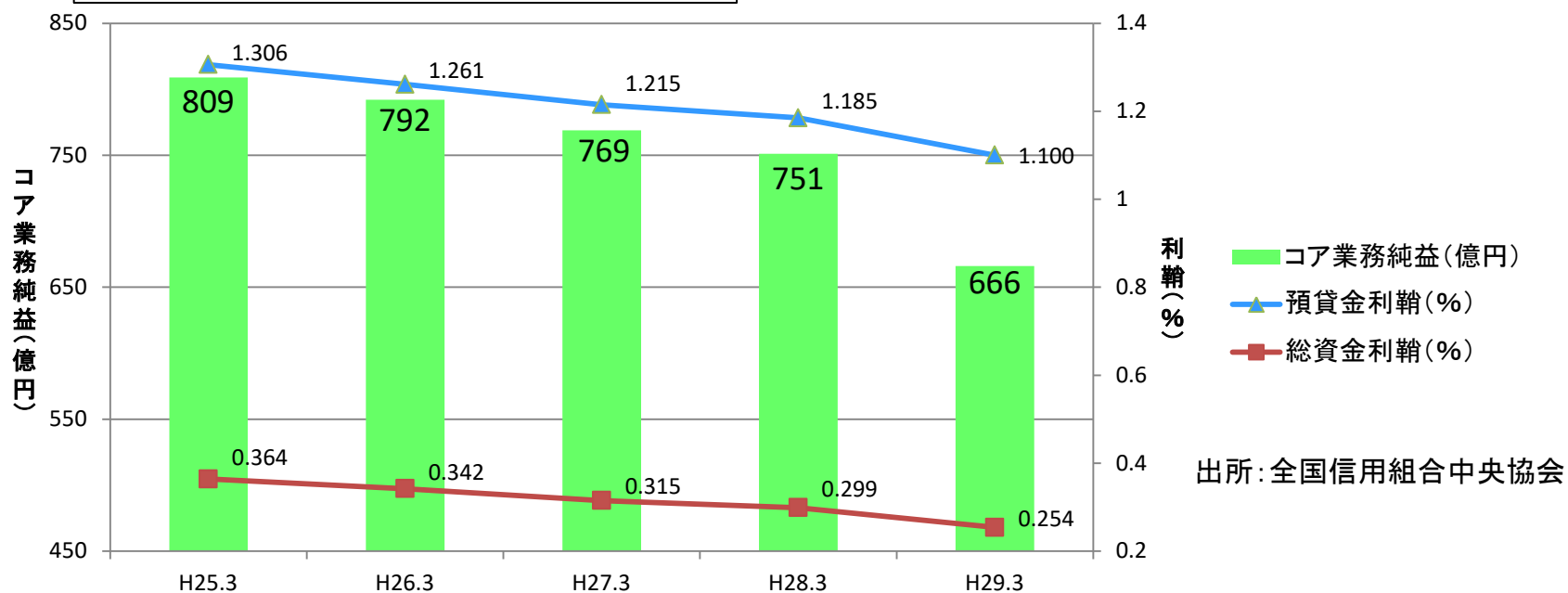
融資先の従業員規模



(3) 我が国の少子高齢化による人口減少などの構造的な問題に加え、未曾有の金融緩和政策により、信用組合の収益力が年々低下している中、ゆうちょ銀行への資金シフトが発生した場合には、更なる収益力の低下、引いては、信用力の低下を招くおそれがある。

信用組合のコア業務純益及び利鞘の推移

○収益力は利鞘の縮小により年々低下



(4) 現在、信用組合業界として、地域活性化ファンドや取引先への販路拡大支援など、ゆうちょ銀行との連携・協調の具体策を協議しているところであるが、連携・協調どころの話ではなくなることに加え、地域金融機関が地方創生や地域の活性化を推進するうえでも望ましいことではない。

3. 信用組合業界としての考え方

(1)信用組合業界としては、現行の預入限度額1,300万円を維持されることが最も望ましいと考えている。

(2)預入限度額超過となる者への対応は、実質的に国の信用力が保持されている現状においては、現行の制度において限度額管理対象から除外されている「振替口座」で対応すべきではないか。

(3)利用者の利便性向上を目的とするのであれば、実質的に国の信用力が保持されている現状においては、民間金融機関の店舗のない、いわゆる金融過疎地に限定し、預入限度額を引き上げる方法などを検討すべきではないかと考える。